

令和 3 年 6 月 4 日 開催

第 1 2 回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） それでは、定刻となりましたので、第12回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長、よろしくお願ひします。

○会長（今井 隆） 委員の皆様、こんにちは。先ほど局長のほうからお話がございましたけれども、今回は、まん延防止措置、対策ということで、事前協議はできませんでした。昨年も、このようなこと、2回ありましたかね。そんなことで、今そのような県のほうで発令を出して、13日までですか、続くということで、皆さんもくれぐれも気をつけていただきたいと思います。そういったまん延防止が出たからといって、それほど人の動きが減っていると、そのような感じはしていないのですけれども、ワクチンのほうも徐々に打ち始めまして、なかなか予約ができませんね。ラインですればいいのですけれども、私、昭和生まれ、昭和半ばの生まれなので、どうもそういうのは苦手で、電話で済めば電話でしょうかなと思っているのだけれども、なかなか。1週間ぐらいたてば、またつながると思います。皆さんも、これからだんだんワクチン打って感染防止ということで気をつけていただきたいと思います。

ところで、6月になりまして衣替えということで、皆さんに事前協議、お会いしなかったのでお話ししなかったのですけれども、今月から夏服ということで、ワイシャツでネクタイなしで、そういう服装でこれからやっていただきたいと思います。今日は背広を着てきた方も多し。気温もちょっと寒いので、そのときの天候によって臨機応変にやっていただきたいと思います。

また、田植も大分平坦地のほうが広がってきまして、田植もそうなのですけれども、今、梅の収穫が忙しいわけで、榛名地区、箕郷地区、今忙しいでしょう。

○15番永井委員 去年が不作だったので、おおって言いながら、もいでいます。

○会長 そうですか。

○15番永井委員 はい。

○会長 しばらくの間、忙しい時期が続くと思いますけれども、くれぐれも体に気をつけてください。

○15番永井委員 はい。

○会長 そうということで、今日は事前協議なしでの総会ということでございます。

今日は、事前調査案件も5件ありますけれども、最後までよろしく審議のほどお願ひ申し上げまして、第12回の総会に当たりましての挨拶といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○会長 それでは、ただいまから第12回の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席1名おりました、議席番号21番、松田健委員からの欠席との報告がございました。ということで、今日は、全員25名中のところ24名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立といたします。

以上、諸般の報告を終わりました、次に、議事録署名委員と書記の任命を行います。

議事録署名委員を指名してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号3番、佐藤勲委員及び23番、新井元委員の両名を指名いたします。よろしく申し上げます。また、書記の任命ですけれども、事務局の小暮主査を任命いたします。お願いいたします。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

議事に入りますけれども、毎回申し上げているわけなのですけれども、発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用の目的は一般住宅でございまして、令和3年3月22日許可、高農委指令第1778号でございました。取消理由につきましては、資金繰りが困難になり建築計画がなくなったためとのこととございます。

以上、農地法関係許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 取消願の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質問等をお受けいたします。

異議ないでしょうか、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は露天駐車場でございまして、平成21年2月23日許可、高農委指令第1380号でございました。変更の理由につきましては、新たな病棟を建築したいためとのこととございます。変更後の計画につきましては、転用目的は病院用地でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の4条許可申請、議案書13ページ、議案第4号ナンバー4が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 計画変更の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問をお受けいたします。

これも、皆さんから異議がなければ承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー5については、事前調査案件になっております。

それでは、まず初めに、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を法人代表の父より借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添の農地法第3条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1の就農の動機でございますが、耕作放棄地を有効活用することで地域の農業の維持発展を行うとともに、消費者に安心安全を届け、唯一無二のイチゴ作りをしたいとの思いから就農を決意したとのこととございます。

2の将来の農業経営の構想としては、地域の農業の担い手となり、生産の拡大、販路の拡充を行うとともに産地化を図りたい。また、将来的には加工等も行っていきたいと伺っております。

3の職歴及び農業経験につきましては、昨年8月からイチゴ栽培を行う市外の法人にて高設ベンチによるイチゴ栽培の研修を行っております。

4の経営の概要について、目標年次は5年後と設定されております。当初時、目標時ともに法人代表と従業員2名の3名で農業経営を行っていくと伺っております。

1枚おめくりいただきまして、経営土地面積でございますが、当初は法人代表の父より借り受ける36アールにて経営をスタートし、目標時には88アールに面積を拡大する計画でございます。

作目構成については、当初時、目標時ともにイチゴを栽培する計画でございます。品種につきましては、やよいひめ、かおりの、べにほっぺを作付予定です。なお、当初時の面積25アールとございますが、この面積は申請地に設置する温室の面積となります。

作付計画といたしましては、6月に播種、8月から10月にかけて定植、11月から5月にかけて収穫を行う計画です。苗につきましては、経営開始後、何年間かは研修を受けている市外の法人から分けてもらい、農業経営が安定し、設備が整えば自身で育苗も行っていきたいと伺っております。

出荷計画先につきましては、当初は研修を受けている市外の法人へ卸す予定でございますが、目標時には大手スーパーへも出荷を行い、販路を拡大していきたいと伺っております。

1枚おめくりいただきまして、5の経営試算でございますが、当初の粗収益としましては、合計約2,000万円を見込んでおりまして、5年後には約7,900万円を目指すという計画でございます。

資金計画としましては、自己資金1,500万円、金融機関から6,900万円借り受けて経営を開始する計画でございます。

経営開始時の資本装備につきましては、記載のとおりでございますが、温室、高設ベンチを借入金にて取得する計画でございます。

また、目標年までには記載にあります施設等を、こちらも借入金にて取得する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、最後の資料が5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらは参考までに御覧ください。

また、本案件は別添の農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項第2号を除く各号には該当しない、また、農地所有適格法人以外の法人が貸借を行う場合の許可要件第3項各号に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ナンバー1の説明が終わりました。これから調査報告へ入るわけですが、今回は、第3班が当番となっておりますので、第3班の班長、石井多加志委員から報告をお願いいたします。

○19番石井委員 それでは、事前調査報告をいたします。第3班班長、石井多加志。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者と従業員、研修先の法人代表者の計3名の出席でした。

質問1 譲受法人は、建築業が主ということですが、今後は建築業と農業の両方を行っていくのですか。

回答 はい、両方行っていく予定です。農業部門については、弊社の従業員が現在市外の法人で研修中ですので、その者を農業部門の責任者として事業を行っていきます。

質問2 譲渡人も大規模に農業を行っているようですが、どのような作物を作っているのですか。

回答 麦と米を作っています。父の自作地の1筆を借りて、今回就農を開始する予定です。

質問3 高設ベンチによるイチゴ栽培は、土耕と水耕のどちらになりますか。

回答 ココピート等の有機培地での栽培となります。

質問4 ビニールハウスの見積金額が高い印象を受けますが、施工メーカーは決まっていますか。

回答 営農計画書に記載している金額については、農業資材を販売している大手メーカーで見積りをした金額です。施工メーカーは、まだ選定中ですが、雪害等の自然災害にも耐えられる頑丈なハウスを選定したいと考えています。

質問5 観光イチゴ園にする予定はありますか。

回答 経営が安定するまでは収穫したものは全て研修先の法人が引き取ることになっています。将来的に設備が整えられれば、観光イチゴ園にしていきたいです。

以上のような質問応答がありました。

以上です。

○会長 石井委員から調査報告が終わりました。

それでは、これから審議に入りまして、皆さんから質問等をお受けいたします。

これは、ココピートの有機培地での栽培となります。液肥みたいなのを、培地にやる栽培法か、あれは。イチゴ。

○25番吉田委員 そう。

信澤さんがイチゴ作っているから、よく分かるでしょう。

○会長 信澤さん。

○9番信澤委員 こうやってピートモスみたいな多分ふわふわのあの土だと思うのです。そこに、多分液肥を流すのだと思うのです。

パイプがこうにいつているでしょう。だから、多分このぐらいかなと。そこへ、土みたいなピートモスというちょっと軽い土があるのです。そこへ植えて、あとはかん水チューブで液肥を流すのだと思うのです。

○会長 では、それは、棚のところへ。

○9番信澤委員 棚に、このくらいのベッドみたいなのを作ります。土の軽いやつ。そこへ植えて、かん水チューブをずっと中に入れるか、上にするか分からないのですけれども。

○会長 そういうやり方ね。

○9番信澤委員 半分液肥みたいなのを作りますのですけれども。

○会長 土耕だと、また翌年砂をかいたりあれだけれども、これだと、そういう連作の絡み出なくてね。ちょっと設備費もかかるけれども、この人は建築業と両方やっていくということなのですから。皆さんから、これは心配だとか、そういう質問はよろしいでしょうか。

なければ、許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

続きまして、ナンバー2に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、新規就農に当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー2審議資料を御覧ください。

申請人は現在24歳であり、今回の申請で許可を受けましたら農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、大学にて日本の農業の実態を学び、農場実習や研修を経験していく中で、自分自身も農業者として従事したいという思いが芽生え、就農を決意したとのことでございます。

2の将来の構想といたしましては、当初は、レタスやキャベツなどの露地野菜を中心とし、無農薬、無化学肥料を原則とするくらぶち草の会の規則に従って経営を進めていくと伺っております。また、将来的には品数は変えず、品目ごとの出荷量を増やし、規模拡大を図っていくとのことでございます。

3の職歴及び農業経験ですが、申請者は今年の4月から、くらぶち草の会にて野菜の有機栽培に関する研修を受け、技術の習得に努めているとのことでございます。

また、共に営農を行う申請者の妻に関しては、2年間の農業研修を受けており、農業技術を習得済みとのことでございます。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次は5年後と設定されております。当初時、目標時ともに申請人とその妻が2人で作業を行うと伺っております。農業従事日数については、年間290日を予定しておりまして、5年後につきましては、作業時間や効率等を考慮し、年間250日を予定しております。

1枚おめくりいただきまして、当初経営面積ですが、買い受ける198アールの農地には一部山林化してしまっている部分があるため、有効面積110アールにて経営を開始し、5年後は130アールを耕作していく予定と伺っております。

次に、作付作物につきましては、レタス、キャベツ、キュウリ、コマツナを予定しておりまして、2年目以降につきましても同様でございます。

次に、作付計画でございますが、1月から8月にかけて、レタス、キャベツ、キュウリの種まき、定植、収穫を順次行い、8月から12月にかけてコマツナの種まき、収穫を順次行うと伺っております。

出荷計画につきましては、当初時、目標時ともにくらぶち草の会でグループ出荷する予定と伺っております。

5の経営試算は、次ページにわたりますが、当初は約370万円の粗収益を見込んでおります。また、5年後については、作付面積を増やすことから、約550万円の粗収益を目指すとなっております。

6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金300万円、生活費については自己資金額で200万円とのことでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、トラクター、管理機、予冷庫等を自己資金にて取得する計画と伺っております。

次ページ以降が、5年間の詳細な営農計画となっております。こちらは、ご参考までに御覧ください。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」2ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、石井班長、報告をお願いします。

○19番石井委員 事前調査報告第3班班長、石井多加志。農地法第3条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受人1名の出席でした。

質問1 現在研修中とのことですが、順調に進んでいますか。

回答 研修を始めて約2か月経過しましたが、手応えを感じています。今後も技術の習得に努め、消費者の方々に安心安全な野菜を提供したいと思っています。

質問2 トラクター等の資本装備の準備はできていますか。

回答 これから購入します。倉渕支所の担当者の方に相談をしており、予算の範囲内で探していく予定です。

質問3 出荷先は決まっていますか。

回答 くらぶち草の会にてグループ出荷をします。

質問4 来年の4月に独立予定とありますが、今回取得する土地を本格的に耕作するのは独立後になるのですか。

回答 実際に耕作していくのは独立後になります。それまでは、草刈りや荒廃が進んでしまっている部分の手入れをしていこうと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査報告が終わりました。



それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質問等をお受けいたします。

出身は県外のようなのですが、群馬の地に来て、これから農業やろうということで、奥さん共々、これから一生懸命やるという意思を報告していただきました。この場所は、高原の結構いいところだった。冬が大変でしょうけれども、寒いところで。草の会に入って、若い人は随分草の会へ入っていますよね。入ってやっていますよ、真面目に。

何か質問等ございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 来年の4月から、もう本格的に独立してやるということですね。

それでは、よろしいでしょうかね、許可して。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、ナンバー3からナンバー5は、関連する案件になっておりますので、一括して審議していきます。

それでは、事務局、ナンバー3からナンバー5の説明をお願いいたします。

○事務局

ナンバー3、ナンバー4、ナンバー5は、譲受人が同一でございますので、一括で説明させていただきます。

3番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。なお、次のナンバー4、ナンバー5が関連案件でございます。

4番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。なお、さきのナンバー3と次のナンバー5が関連案件でございます。

5番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。なお、さきのナンバー3、ナンバー4が関連案件でございます。

譲受法人は、電気工事業を主とした法人でございますが、今回新たに農業部門を設けまして、法人として農業参入するものでございます。また、今回の譲受法人は、農地所有適格法人の要件を満たさない解除条件付の法人でございます。この解除条件付の法人は、農地を所有することはできず、農地の貸借のみに限られます。

それでは、別添の農地法第3条許可申請審議資料ナンバー3、4、5を御覧ください。

1の就農の動機については、農業経営者の高齢化に伴い、担い手が激減した農業に社員を就農させることで農業経営を本格化し、近い将来の食糧不足に備え、農業経営の近代化集団合理化を目指し、安心安全な食物を生産したいとの思いから就農を決意したとのことでございます。

2の将来の農業経営の構想といたしましては、近代化、合理化を追求し、耕作、栽培から加工販売と市場の契約販売までを行い経営を多角化し、将来的には農地所有適格法人となり、農業経営を

行っていきたいと考えているとのことをございます。また、米作りにミミズ、ドジョウ、鳥のふんの堆肥などを活用し、化学肥料の削減をしていきたいとのことをございます。

3の職歴及び農業経験につきましては、法人の役員は10年以上の農業経験があり、社員の2名についても、10年以上の経験があると伺っております。

4の経営の概要につきましては、目標年次は5年後と設定されております。農業従事者ですが、当初時は役員を中心に農業経営を開始し、5年後には当初時の3名に目標時の3名を加えた6名を中心に農業経営を行っていくとのことと伺っております。

また、農業従事日数については、それぞれ記載のとおりでございます。

当初経営面積ですが、91.71アールを借り受けて経営を開始し、5年後には350アールを買い受けて耕作していく計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、作付作物につきましては、フキ、ホウレンソウ、米、麦を予定しております、目標時も同様でございます。

次に作付計画でございますが、フキは4月、5月、9月に作付、1月、2月、4月、5月、12月に出荷。ホウレンソウについては、4月と9月に作付をし、5月と10月に出荷。米については、5月から6月にかけて田植、9月から10月にかけて出荷。麦については、11月に作付し、5月、6月に出荷する計画でございます。出荷計画につきましては、当初時はJ A多野藤岡吉井パッケージセンターと市場へのお荷と直売を行っていく計画でございます、目標時も同様と伺っております。

5の経営試算になりますが、当初時の粗収益が約25万円でございます、目標時は443万9,000円とのことでございます。

次のページに移っていただきまして、6の資金計画でございますが、説明の前に資料の訂正をお願いいたします。自己資金額が「4,500」「千円」と記載がございますが、こちらが4,500万円の誤りですので、ゼロを1つ追記をお願いいたします。資料の自己資金額が「4,500円」に「千円」と書いてありますが、こちらにゼロを1つ追記していただきまして、4,500万円に訂正をお願いいたします。大変申し訳ありません。

それでは、説明に戻ります。運転資金は、自己資金4,500万円で経営を開始します。経営開始時の資本設備でございますが、記載のとおりでございます、目標年次までに大型トラクター、梱包機、トラックなどを自己資金にて取得する予定とのこととでございます。

1枚おめくりいただきまして、次の資料が5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらはご参考までに御覧ください。

また、本案件は別添の農地法第3条調査書3ページのとおり、農地法第3条第2項第2号を除く各号には該当しない、また、農地所有適格法人以外の法人が貸借を行う場合の許可要件第3項各号に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査報告をお願いいたします。

○19番石井委員 事前調査報告、第3班班長、石井多加志。農地法第3条許可申請審議ナンバー3からナンバー5について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の取締役と社員、農業指導者の計3名の出席でした。

質問1 農業経営の構想として、ミミズやドジョウ、鳥のふんを活用して化学肥料を減らしていくとのことですが、これはどういったものですか。

回答 私たちもやったことがない農法ですが、自然農業の文献や研究をいろいろ調べてみて、このような農法を取り入れていきたいと考えているところです。実際には指導を仰ぎながら試していくことになると思います。

質問2 申請地は、鳥獣害が考えられる地域ですが、対策は何かお考えですか。

回答 イノシシの被害が多い地域になります。農地にフェンスを設置すればイノシシの進入を防げるのですが、農業収入からフェンスの設置費用を捻出するのは厳しいのが現状です。また、作付する作物によっても被害が異なるので、その点を考慮して作付作物を選んでいきます。

質問3 出荷先は、卸売市場と吉井のパッケージセンターを考えているとのことですが、榛名地域で就農し、吉井のパッケージセンターを利用することは可能なのですか。

回答 JAはぐくみにはパッケージセンターがないため、吉井のパッケージセンターに相談したところ、繁忙期でなければ受入れ可能とのことと回答を得ています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質問等をお受けいたします。

吉井のパッケージセンターと、これはフキノトウをパッケージセンターへ、そちらのほうで出荷してパッケージにしてもらおうということで。これは、フキの柄はできないのでしょうか。向こうが忙しくなるとか何だとか言って言っていましたけれども。

この辺で麦を作るといえば珍しいね。麦、見られないよね、あの辺でね。

○19番石井委員 そうだね。なかなか麦というのは珍しいです。ないよね。

○会長 周りの人が、あら、珍しいな、麦があるよなんてね、そんな感じになると思いますけれども。

皆さんから、何かご質問等ございますでしょうか。

○25番吉田委員 はい。

○会長 はい。

○25番吉田委員 25番、吉田ですけれども、これは4,500万も自己資金を使って、収益で450万というのは、3人従業員を使って、このやつで経営的に成り立つのですか。私もちょっとあれですけれども、4,500万、粗収益で450万というと、純利益になれば半分も使えないと思うのですけれども、そ

れで3人も職員を使って、ちょっとこれは農業をするのに、かえって、その人とか相談しているそうですけれども、これは食べていけるのか。もう少し指導機関に相談して。イノシシだとかも大分死んでいるそうで、被害も無くなったようなのですけれども。電柵をすれば、10万円もかければほとんどできるから、そういうふうにはできると思うのですけれども。ちょっと農業委員会ではこれは、いいとは思っているのですけれども、もう少し先のことを考えて、もう少し申請書を考えてきたほうがいような気もするので。認めないというのではないのですけれども、事務局でももう少し収益を上げるように考えなさいぐらいのことは言ってもいいのではないのかなということ。

○会長 この4,500万円、何にこんなに経費がかかるあれになっているのだろう。そうだよ、別にハウスを建てるわけでもないし、この大型トラクターというのはちょっとお金がかかる。あと、トラックでも、こんな。何だろうな、この。

○事務局 多分、これは会社が営農部門を持ち農業参入するかと思うのですけれども、問題なく就農、設備投資とか、要は資金が潤沢にあるので……

○会長 別に、これだけかかるというわけではないということ。

これだけ資金がありますよということか。

○事務局 はい。そういうことだと。そういった意味で潤沢に資金がありますよぐらいの程度で書いていただいているのかなと。

○会長 電力株式会社って、これは主に太陽光のあれでしたよね、これは。

○事務局 そうですね。

○会長 設置があるようなこと。それで、それだけの余裕が、お金があるのでしょうか。そんなに俸給がなくも、こういうことをやりたいって……

これで、賃貸借だから別に農地を買うわけでもないし、そんなに頑張るわけないよね。

将来的なことを考えて、将来食糧不足というような考えがね。

○事務局 あとは、委員さんから提言があったように、何度かやり取りもあるので、その段階で、県だとかそういったところに、ちょっとこういった営農計画書とかは見直すというか、品目、作目の設定等も含めて相談するように、お伝えはしていきたいと思います。そういったお話があったよということで、皆さんから。よろしく願いいたします。

○会長 そうですよ。こういうちょっと心配するような質問があったけれどもという、ちょっと話ししてもらってね。

○事務局 そうですね。はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○15番永井委員 はい。

○会長 はい。

○15番永井委員 15番、永井です。最初に訂正で4,500万のがあったのですけれども、4番の調達する

資本装備も、多分析一つ違いますよね。10万円のトラックって、軽トラでもかなりきついと思うのです。大型トラクターでも10万超えてしまうので。

○会長 10万ではね。

○事務局 はい。永井委員さんのご指摘のとおりかと思います。ゼロが1つそれぞれ不足しているかと思われま。

○会長 そうだよな。

○事務局 大変失礼いたしました。

○会長 大型トラクターって200万ではなかな。

○19番石井委員 200万では買えないよね。

○会長 買えないよね。寺崎委員が使っているのなんか何千万もするのだから。大型トラクターというのは結構するよね。

○5番寺崎委員 そうですね、85馬力ぐらいだと1,000万近いでしょうね。

○会長 やっぱりそれぐらいするのだね。今ご指摘のとおり、ゼロが足りなかったということで付け加えてください。

ほかにございますでしょうか。

なければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、許可することといたします。

それでは、一括審議に入ります。

それでは、説明をお願いいたします。

○事務局

6番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を叔母より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

17番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和3年6月22日から令和6年6月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書16ページ、議案第5号ナンバー1が提出されております。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明させていただきます。

18番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

19番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという同一世帯からの申請でございます。

21番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は16件でございます。なお、この16件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない。または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局より3条の一括説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。でも、3条で農業経営の規模拡大ということで随分こういう申請を出されて、こういう方がたくさんいれば耕作放棄地もなくなるのでしょうか。

何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございまして、宅地162.71平米と一体利用の申請でござい  
ます。

2番 申請地に農業用倉庫を建築し使用したいという農業用施設の申請でございまして。

3番 畑として使用するため客土を入れて農地を改良したいという農地改良の申請でござい  
ます。なお、一時転用でございまして、転用期間が定められております。令和3年6月22日から令和6  
年6月21日までの期間となっております。

4番 医療施設の充実を図るため既存施設に隣接する申請地に病棟を建築したいという病院用地  
の申請でございまして、宅地1万7,590.98平米、雑種地6,830平米と一体利用の計画でござい  
ます。こちらの案件につきましては、さきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバ  
ー1の計画変更申請が関連案件でございまして。

5番 相続により取得した申請地が農地法上の許可を得ていないまま自宅敷地の一部として使用  
していたことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地  
856.08平米と一体利用の申請でございまして。

6番 農業用施設として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため  
是正したいという農業用施設の申請でございまして。

7番 借家住まいをしているが手狭なため申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請で  
ございまして。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては7件でございまして。ご審議のほどよろ  
しくお願いいたします。

○会長 ただいま4条の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんからご質問等ございましたら、お願いいたします。

なければ許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第5号に入るわけですが、個別案件が1と2ですか。では、そこまでやったら休憩を入れます。

それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1とナンバー2については事前調査案件となっております。

それでは、まず初めに、ナンバー1の説明を、事務局、お願いいたします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは、一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和3年6月22日から令和6年6月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書10ページ、議案第3号ナンバー17の3条の地上設定が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1 審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面中央の赤枠で囲われている箇所が申請地でございます。旧倉淵川浦小学校から西に約900メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面中央の赤枠で囲われている箇所が申請地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。ホッチキス留めされている箇所を右上にして縦向きに開いて御覧ください。赤枠で囲われている箇所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、東側が山林、西側が畑、南側が畑と山林、北側が公衆用道路でございます。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。架台支柱92本、パネルの枚数240枚、こちらを5列に配置する計画でございます。申請地周辺をフェンスにて囲う計画と伺っております。

1枚おめくりください。5枚目がパネルの立面図でございます。最低地上高は2メートル、最高地上高は約3.3メートル、支柱と支柱の間隔は3メートルとなっております。

1枚おめくりください。6枚目以降が営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積521.66平米でブルーベリーを栽培する計画でございます。また、申請地内の営農型発電設備の下部の農地以外の部分においても、ブルーベリーを栽培する計画と伺っております。



1枚おめくりください。3年間の一時転用許可中は一貫してブルーベリーを栽培する計画でございます。

次に、営農に必要な農作業の期間でございますが、許可後から10月まで設備工事、11月から植付け、剪定、水くれ等を順次行う計画でございます。収穫につきましては3年目以降を予定しております。3年目以降につきましては同じ計画と伺っております。

続きまして、利用する農業機械につきましては、所有しているトラクターを使用すると伺っております。

農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、農作業歴40年、作付するブルーベリーの経験はゼロ年となっておりますが、桐生市在住のブルーベリーの栽培経験がある農業者の方に指導を受けながら営農を進めていくと伺っております。

1枚おめくりください。生育に適した日照量の確保につきましては、遮光率等を踏まえた上での計算上、ブルーベリーに必要な80%以上の日照量が確保できるため栽培は可能とのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の最低地上高2メートル、最高地上高3.3メートル、間隔3メートルでございます。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても、十分に確保しているとのことでございます。

続きまして、下部の農地の単収でございますが、地域の平均的な単収が10アール当たりで267キログラムに対し、3年目の単収見込みは214キログラムとなり、許可要件である8割を超える見込みとなっております。地域の平均的な単収の根拠は、農林水産省の統計資料でございます。

最後のページに営農を指導する方の簡単な説明がございますので、こちらは参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これから調査報告に入ります。

それでは、ナンバー1の報告を班長お願いします。

○19番石井委員 事前調査報告第3班、石井多加志。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は太陽光の施工会社の代表者1名と代理人の計2名の出席でした。

質問1 営農者はブルーベリーの栽培経験がないようですが、営農に支障はないのですか。

回答 桐生市に在住の農家の方に協力をしていただきます。その方はブルーベリーの栽培経験が豊富なので問題ないと考えております。

質問2 営農計画書の農作業計画に植え替えを毎年行うと記載がありますが、これはどのような意味があるのですか。

回答 直植えをするのではなく、まずはポットで栽培をし、根腐れ等せずに問題なく栽培ができるかを確認してから営農を開始します。そのため、毎年行う作業ではなく、必要に応じて行う計画です。

質問3 太陽光事業者は別の圃場で営農型太陽光発電の経験はありますか。

回答 関東エリアを中心に幾つか事業地があります。下部の農地ではミョウガ、サツマイモ、キクラゲを栽培しております。

質問4 営農型発電設備の管理はどなたがするのですか。

回答 施工会社が管理を行います。近隣の方々にご迷惑をおかけしないように十分注意したいと思えます。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長より報告がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

今回ブルーベリーを植えるということなのですが、何だか最初は、この計画書のほうで11月、12月に植え替え、植え替え、植え替えなんてあるからちょっと聞いたわけなのですが、ポットに植えておいて、その場所で病気等がなければ、そこに直植するというものだけでも。ブルーベリーというのは何年ぐらい植えて木はもつのでしたっけ。若い人はいないか。余りブルーベリーをやっている人はいないかもしれない。

○9番信澤委員 9番、信澤です。

○会長 はい。

○9番信澤委員 何年でも、もちますよ。剪定したりして。ただ、これは、ポットに最初植えているけれども、水があるところなのですか。水道が、設備があるのですか。ポットに植えるのは、相当水くれないと大変だと思うのです。剪定さえすれば、10年でも何年でも。

○会長 よく土壌とか、チップだとかよく入れていますよね。

○9番信澤委員 はい。

○会長 やっぱりああいうのを入れないと駄目なのか。

○9番信澤委員 一番いいのは年に1回ぐらいしてやるのが一番いいのですが、ちょっと足して。

○会長 そういうことを多分知らないと思うのだけれども、この人は。

○9番信澤委員 ただ、これはポット植えのメーカーがあるのですよね。専門でやっている。だから、そういうのを、そのポットを使えば、多分技術的なことは教えてくれるでしょうけれども。最終的に定植するとか、その辺ちょっと心配なのだけれども。

○会長 そうですね。だって、これは取ってやるなら、パネルの下へも植えるのだよね。

○事務局 はい。そのように伺っております。

○会長 80%の日射量があるので問題ないですなんて書いてあるけれども。パネルの下だったら、ちょっと雨がほかのところより当たらないから、やっぱり散水できるところでなければ駄目ね。

○9番信澤委員 ちょっと厳しいのではないかなと思います。

○会長 それ分かれば、ちょっと調べてくれる。水くれって書いてあるか。

○事務局 はい。書いてありますね。

○事務局長 だから、タンクで持っていくのか。水くれというのがちょっと分からない。

○会長 そうだよな。

○事務局 現地を見に行っただのですけれども、ちょっと水道までは確認ができていないので。近隣からタンク等で持ってくるような計画なのかもしれないです。

○会長 タンクでね。そうかもしれない。

○会長職務代理者（塚越 勤） 水は下へ通っているよ。

○会長 下へ通っている。では、そこからくんでいくのか。

○会長職務代理者 ポンプで水出し。

○会長 ポンプでね。では、その点、きちんと水くれできるような状態でないと、ポットだと枯れるからと、それはちょっと説明してもらえますか。

○事務局 はい。

○会長 ほかに何かございますでしょうか。

関東エリアで、ほかのところも事業地があって、ミョウガ、サツマイモ、キクラゲ。どこか、どの地域だったかな。やっぱり県の常設審議委員会で、下でキクラゲを栽培しているとか、そんな申請のをちょっと聞いたことあったな。菌床なのだけれども。

ほかにご質問等なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、続きまして、ナンバー2に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。資料を広げて御覧ください。申請地は、図面左上の赤い丸で示された箇所でございます。高崎市役所の榛名支所から北西に約3,800メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図になります。資料を広げて御覧ください。申請地は、図面の中央の赤い枠で囲われた箇所になります。申請地の南側と北側に農地がありますが、周囲を山林や雑種地に囲まれた土地となっておりまして、生産性の低い第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しになります。こちらの資料も広げて御覧ください。図面でピンク色に着色された筆が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、東側と西側が公衆用道路、北側が畑と雑種地、南側が畑と公衆用道路となっております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。こちらの資料も広げて御覧ください。造成は切土、盛土により整地し、なだらかな斜面にすることで申請地全体に太陽光パネルを設置する計画となっております。パネルの枚数は1,650枚、契約発電量は544.5キロワットでございます。

雨水処理については、西側から南側にかけてU字溝を設置し、集水ますにて浸透処理を行い、オーバーフロー分を既設の道路側溝に放流する計画でございます。また、南西側の緑色に着色されている三角の筆部分に雨水浸透池を設置し、集水し浸透する計画となっております。また、安全対策として事業地の境に高さ1.2メートルのフェンスを設置する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが架台の立面図でございます。ホッチキス留めされた箇所を右にして御覧ください。パネルの高さは、低いところで約0.7メートル、高いところで約1.47メートルとなっております。基礎はなく、地中に約1.6メートル差し込み、設置するものでございます。

なお、開発指導課の事前協議につきましては、協議中でありまして締結見込みがあると伺っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長、報告をお願いします。

○19番石井委員 事前調査報告、3班班長、石井多加志。農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者と申請代理人、施工業者の担当者、計3名の出席でした。

質問1 今回の申請地を選定した理由を教えてください。

回答 伊勢崎市の利根川沿いで太陽光発電事業を行っておりましたが、河川工事のため県から移転するように求められました。伊勢崎市内で適地を探しましたが見つからず、その後、近隣市町で土地を探してもらったところ、申請地を紹介されました。十分な広さがあり、土地所有者との話もまとまったため、移転先として選定いたしました。

質問2 太陽光発電設備を移転する計画とのことですが、設備自体は新調せずに既存の設備をそ

のまま使用されるのですか。

回答 基本的には既存の設備をそのまま使用する予定ですが、一部新規で購入する設備もあります。

質問3 すぐ隣にゴルフ場がありますが、事前に説明をしていますか。

回答 ゴルフ場の支配人と次長に説明させていただきました。ゴルフ場の反対側になるので、景観などに支障はないとおっしゃっていただいております。

質問4 雨水はどのように処理する計画ですか。

回答 自然浸透で処理し、オーバーフロー分については西側から南側にU字溝と浸透ますを新設し、既存の側溝に放流する予定です。また、側溝の南側の敷地には浸透池を設置し処理をする計画です。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑等をお受けいたします。

これは、本当にゴルフ場の道一つ隔てた反対側なのですけれども、別荘を建ててもいいような場所でしたけれども、今回は太陽光をするということで、1人の方が全部ここをちょうど持っていたのですね。ちょっと桑の木があったので、昔、桑園ではなかったのか、何か果樹だったのか、あそこは。

○19番石井委員 そうだね。ええ。

○会長 そんな。

○19番石井委員 桑園だ。

○会長 はい。

○17番加藤委員 これは、開発のほうは、さっき開発のほうは、もう許可が。まだ検討中ということなのですか。

○事務局 現在、開発のほうには提出がされておまして、書類の補正等を行っている状況ですので、そのまま補正のほうが進めば許可が出るということで、開発指導課からは伺っております。

○17番加藤委員 そうすると、タイミング的には農業委員会でも許可がオーケーならば、先に許可をしてしまうということもあり得るということですか。

○事務局 他法令の関係で開発のほうは許可が下りませんと、農地法のほうも許可が出せませんので、そちらは開発指導課の許可が出るタイミングが6月24日までに決まっていれば、このまま総会で審議いただければ、6月24日に許可。それより開発の許可が遅れるようであれば、そこは許可日調整という形で許可の日付を調整させていただきます。

○17番加藤委員 では、開発の関係で許可がずれる可能性があるということですね。

○事務局 そうですね。今のところ開発のほうからは、多分その期間までには間に合うということでは伺っておりますけれども、場合によっては、それ以降になってしまう可能性というのがあるかもしれない。

○17番加藤委員 はい。分かりました。

○会長 大雨が降ったときの対策もきちんとするでしょうから。

ほかに何かご意見等ございますでしょうか。

○全員 なし。

○会長 なければ、これは許可相当として7,528平米ですか。面積3,000を超えていますので、まず初めに、皆さんにお伺いします。許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取することにいたします。

それでは、ここで一回ちょっと小休止入れます。それから、一括説明、一括審議に入ります。よろしく願いいたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これより、また再開いたします。

5条の一括説明、一括審議に入ります。

それでは、説明、事務局お願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、自宅敷地が狭く駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

4番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地229.15平米と一体利用の計画でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置場が不足するため申請地を買い受けて使用したい

という露天資材置場の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は使用貸借、妻の実家で暮らしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、県外で借家住まいをしているが転勤を機に高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は使用貸借、県外で借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を夫の祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、事業拡大に伴い従業員駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。雑種地1,362平米と一体利用の計画でございます。なお、次のナンバー22が関連案件でございます。

22番 契約内容は売買、事業拡大に伴い申請地を買い受けて管理施設を建築したいという管理施設の申請でございます。雑種地1,362平米と一体利用の計画でございます。こちら、さきのナンバー21が関連案件でございます。

23番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を婚約者の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地76.83平米と一体利

用の計画でございます。

24番 契約内容は賃貸借、土建業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

25番 契約内容は売買、建築業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

26番 今月は保留でお願いいたします。保留の理由といたしましては、申請地に牛舎を建築するに当たり、現時点で接道要件の見込みが立たないため、代理人より今月は保留としてほしいと申出があったためでございます。

27番 契約内容は売買、現在の住まいが老朽化したため申請地を買い受けて新たに住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は使用貸借、水道工事に伴い申請地を借り受けて露天資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和3年6月22日から令和3年9月17日までの約3か月となっております。

29番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は寄附、寺に隣接している申請地を譲り受けて境内地として整備し使用したいという境内地の申請でございます。

32番 契約内容は寄附、来寺者用の駐車場が不足しているため申請地を譲り受けて使用したいという境内地の申請でございます。

33番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地124.5平米と一体利用の計画でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

34番 契約内容は使用貸借、妻の実家で暮らしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は売買、申請地を買い受けて自動車修理工場を建築したいという自動車修理工場の申請でございます。

36番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという土地分譲5区画の申請でございます。宅地337.97平米と一体利用の計画でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

37番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発



電設備設置用地の申請でございます。

38番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという土地分譲5区画の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は使用貸借、庭用地として借りている申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地357.94平米と一体利用の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、次のナンバー44が関連案件でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、さきの43番が関連案件でございます。

45番 契約内容は賃貸借、造園業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

46番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

47番 契約内容は売買、住宅敷地が狭いため申請地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます。

48番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

49番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

50番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和3年6月23日から令和6年6月22日までの3年間でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、保留1件を除く47件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局から、ナンバー3からナンバー50まで説明が終わりました。この中で、今説明の中でナンバー26が保留ということでお話がございまして、接道がないと言ったのだけ。

○事務局 牛舎を建築する際の建築基準法の関係で、敷地に対して設置する道路の、今、道路自体は現地にはあるのですけれども、そこがその建築をする条件に当てはまる道路かどうかの確認を今しているところでございます。

○会長 では、それで、もし許可になれば、次回に出すということか、また。保留で。

○事務局 一応建築指導課から状況を聞き取ったところ、今月の中旬頃に代理人に回答する予定ということですので、そこで接道要件を満たすか満たさないかというところで、来月改めて申請になるのか、取下げになるのかというところが変わってくるかと思えます。

○会長 そう。はい、分かりました。

では、その26番を除きまして、皆さんからご質問、質疑等ございましたら、よろしく願いいたします。

○22番飯野委員 はい。

○会長 はい、お願いします。

○22番飯野委員 22番、飯野なのですけれども、50番の一時転用の件なのですけれども。

○会長 50番。

○22番飯野委員 はい。黒土採取で申し訳ないのですけれども、これは現地を見ましたところ、中央部分に水路が、排水路というか、畑の中に通っているのですよ、接続で。それも……

○会長 水路が。

○22番飯野委員 ええ、水路が。その……2,000平米、ある中での。それも話を聞いたところ、榛名の支所のほうでも事前に打合せしてあって、あと群馬用水も入っているのですけれども、そういう手続きも済んでいるという話を聞いてきましたので、ほほいいかなとは思っているのですけれども。そういう中で、いろいろ地主さんとも話した中で、今までの黒土の話における特殊な事情もある中で、いろいろのことも私も言ってきたわけですから、そういう中で改めて確認したいと思うのが、やっぱり許可申請に基づいた許可しているわけですから、それなりの施工なり、工事をしていただきたいという、その1点を改めてお願いなのですけれども。

○会長 今、飯野委員からお話がございました。群馬用水とU字溝、水路のそれが通っていて、その通っているところをこういう黒土採取をするわけ。

○22番飯野委員 だから、そこは残して、そのままにしてやるという話。

○会長 残してね。そこだけね。

では、事務局、ちょっとそれを説明してくれる。

○事務局 提出された計画図面によりますと、その水路も安全部分を1メートル取って、その先から採取するという形になりますので、のり面プラスその水路部分も1メートル安全面を取っています。

それなので、水路には影響はないということではなっています。

○会長 水路に影響ないと。それで取った後、その後はどういうふうにするの。埋め戻し、何かするの。そのまま。

○事務局 表土をまた戻すような形になりますので、今の面よりは低くはなりません。

○会長 低くなるね。周りが低くなっても、それだけの幅を取るの、水路だとか群馬用水のそれは大丈夫だということ。

○事務局 そうですね。はい、そのように計画では伺っておりますので。

○22番飯野委員 私、こういう申請書とか、図面とか見る機会がないわけなので、よく分からないのですけれども、その隣接する、すぐ上に太陽光があるのです。

○会長 これの。

○22番飯野委員 ええ。そういうのもちょっと心配なところもあるですし、そういう面でちょっとその黒土をどのぐらい取って、その他、元の地までやってくれるのだから、その辺がどうなっていますか。

○会長 それで表土を戻す。これは、どのぐらいあれだけ、採取の深さがなっている。

○事務局 資料を確認します。少々お待ちください。すみません。

今回は1メートル掘り下げる予定です。その後、表土を戻すような計画になっています。

○会長 表土がどのぐらいあるのだから。表土を残す。表土なんかは、20センチか、そのぐらいかな。

○事務局 表土は、約10センチ残すということです。計画になっています。はい。

○会長 1メートル近くは下がってしまうということだね。

○22番飯野委員 下がってしまうと、今度は水路が意味しなくなってしまうよね。

○事務局 水路は掘りませんので、周りに安全部分は1メートル残していますので。

○22番飯野委員 どういうふうには今度は、将来的にどうなるかということなのですか。

○事務局 水路自体は、低くはなりません。当然、保安部分を残して、そこを水路までは掘る予定ではないので。当然1メートル掘り下げて採取する計画ですので、土地の部分に関しては低くはなりませんよね。

○会長 では、その水路のところを斜めにこれは切るわけだ。

○事務局 1メートル。

○22番飯野委員 1メートル残して。

○事務局 1メートル残して斜めに切るのです。

○会長 そうだよ、斜めに切るのだから。だから、ここは崩れないように何か対処するか。

○22番飯野委員 復元したときには、今の元のU字溝の高さと元の平らになるのですか。

○事務局 下がります。U字溝の部分から1メートル平らの部分を残して、そこから斜めに切り下げるのです。そうすると1メートル部分、水路から1メートル、両サイド1メートルは平らなままで

す。その先を掘るわけなので、その先が当然低くはなりませんよね。

○事務局長 では、計画どおりに施工してほしいということなのですよね。

○22番飯野委員 ええ。そうです。

○会長 そうだね。

○事務局 それは、はい、復元計画書もいただいていますので、そのとおり代理人を通じて、こちらからもお願いは再度する予定でございます。

○事務局長 改めて、それは、お願いしたいと思います。

○会長 ほかにございますでしょうか。

なければ、許可相当としますけれども、26番、除いて。  
よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、ナンバー1及びナンバー2の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

議案書30ページでございます。非農地証明願が3件提出されましたので、ご審議願います。

1番 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て、農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

2番 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て、農地復元をしても継続的な理由ができないためでございます。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、次に、地域担当委員から報告をお願いします。

まず、片岡地域ということで、青木好記委員から報告をお願いいたします。

○4番青木委員 4番の青木でございます。ナンバー1から2について、現地を確認した結果をご報告いたします。5月14日に推進委員の松本一正委員と事務局職員とで現地を確認してまいりました。現地は、一面が篠で覆われており、数多くの高木が生え農地として活用するのは困難な状態でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。

以上です。

○会長 青木委員から報告が終わりました。

続いて、3番まであるので、3番まで説明してから皆さんで審議いたします。

それでは、事務局、ナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

3番 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

○会長 それでは、地域担当委員から報告をお願いします。ここは吉井西、岩平地域ですので、堀越良和委員から報告をお願いいたします。

○24番堀越委員 24番、堀越です。ナンバー3について、現地を確認した結果を報告します。5月14日に推進委員の武藤登委員と事務局職員とで現地を確認しました。1つ目の農地についてはのり面であり、高木が自生していることを確認しました。2つ目については、全面に雑草が生え、篠もあり、高木が自生していました。どの土地も農地として活用するのは困難な状態でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。

以上です。

○会長 堀越良和委員から報告がございました。

それでは、これよりナンバー1、2、3の審議に入ります。これは、1と2は隣接しているのかね。

○事務局 はい、そうです。

○会長 だから、大分広い面積だ、これは。6反ぐらいある。

○会長職務代理者 6反ぐらいあるね。

○会長 かなり広いね。

○会長職務代理者 6反ちょっとあるのでは広いよ。

○会長 多分、昔、桑園だったのでしょ。それが、養蚕が衰退して、こういうことになったと思うのですけれども。

どうでしょうか、これは非農地ということで判断してよろしいでしょうかね、証明してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続いて、議案第7号に入ります。

議案第7号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 農林課、真下です。議案「農用地利用集積計画について」ご説明させていただきます。別紙でお配りしていますA4横の厚い冊子「高崎市農用地利用集積計画」とA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画 総括表」をご用意ください。

それでは、説明をさせていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和3年7月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。厚い冊子は、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と利用権の設定を受ける者の営農類型、家畜飼養状況、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を総括して説明させていただきますので、薄い冊子「総括表」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。

利用権の設定を受ける者は119名、利用権を設定する者は285名です。利用権が設定される面積は、田の通年が321筆、42万3,215平米、田の期間借地が108筆、12万9,320平米、畑が129筆、16万8,414平米、合計で558筆、72万949平米となっております。そのうち使用貸借で設定された面積は、36万5,467平米、割合は50.7%、中間管理事業で設定された面積は3万6,255平米、割合は5.0%となっております。

続いて、裏面の資料を御覧ください。貸借期間別に見ますと、3年未満の農用地の面積は、田が4万9,444平米、畑が2万7,748平米、3から6年未満の農用地の面積は田が33万9,800平米、畑が7万6,460平米、6から10年未満の農用地の面積は田が10万8,880平米、畑が2万4,219平米、10年以上の農用地の面積は田が5万4,411平米、畑が3万9,987平米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 ただいま真下主事のほうから、農用地利用集積計画のご説明がありました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何かご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

これは、利用権設定して、途中で解約とか、同時解約だとか、そういう件数というのはどのぐらいある。

○事務局 解約を受けているのが農業委員会事務局さんのほうになるので、件数自体は事務局さんのほうに回答していただけると。

○会長 大体でいいよ。

○事務局 後で調べるのですけれども、およそ毎月、今、十数件は。

○会長 十数件ある。

○事務局 はい、解約が出てくるので。

○会長 そうか。

○事務局 はい。それが全部が利用権ではなくて、3条の解約もあるのですけれども。そこら辺を余り気にしないというか、見ないで、十数件掛ける12か月でおよそ100件、200件はないのかなと。

○会長 やっぱり、いろいろ……

何かにしよとか、いろいろ計画は急にそういう出来事があるからね。

○事務局 そうですね。

○会長 仕方がないね。高崎は中間管理事業、ほかの市町村と比べて少ないほうなのだろう。

○事務局 そうですね。ほかの市町村さんが具体的に何%ぐらいが中間管理事業という話は伺ってはいないのですが、今回の設定でいうと全体の5%というところで、集積面積自体はかなり低いほうだとは思いますが。

○会長 そうだよな。なかなか、これは進まないのだ。

皆さんのほうから、何かご質問等ございますでしょうか。

なければ決定しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

それでは、議案のほうは終わりました、これから報告事項に入ります。

では、係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか4件、合計5件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は建売住宅、用途指定区分は準工業地域、ほか25件、合計26件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか13件、合計14件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番から9番につきましては、4月の総会において許可相当としていただいた案件になりますが、開発許可の手の遅れから許可日がずれ込みましたが、令和3年5月12日付許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

10番以降につきましては、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件になります。

4条が11件、5条が66件、合計77件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和3年5月24日付で許可証を交付いたしました。

報告5号については、管理担当のほうからご報告申し上げます。

○事務局 管理担当の渡邊です。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第5号について説明をさせていただきます。別紙でお配りしていますA4縦の資料、2部、別紙様式1、別紙様式2というものがあるのですが、ご用意をお願いいたします。

多分左側に置いてあるものかと思うのですが、よろしいですか。

それでは、別紙様式2「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についての説明をさせていただきます。

1、農業委員会の状況でございます。こちらは、農林業センサス等に基づいてデータを記入したもので、一昨年の第36回農業委員会総会でご報告させていただきました令和2年度の活動計画と同じ内容となっておりますので、説明を割愛させていただきます。

1枚めくりまして、2ページを御覧ください。2「担い手への農地利用集積・集約化」でございます。現状、これまでの集積面積が687ヘクタールで、令和2年度の集積実績は747ヘクタールでございました。

続きまして、3ページを御覧ください。3「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」でございます。参入目標10経営体に対して、参入実績が17経営体でございました。

続きまして、4ページを御覧ください。4「遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。管内の遊休農地面積は206ヘクタールでございまして、解消実績は24ヘクタールでありました。

続きまして、5ページを御覧ください。5「農地転用への適正な対応」でございます。管内の違反転用面積は5.9ヘクタール、前年度対比増減はございませんでした。

続きまして、6ページを御覧ください。6「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」でございます。1、農地法第3条に基づく許可事務でございますが、1年間の処理件数223件、そのうち許可220件、不許可2件及び却下1件でございました。続きまして、2、農地転用に関する事務でございますが、1年間の処理件数は800件でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。3「農地所有適格法人からの報告への対応」でございます。管内の農地所有適格法人数21法人、報告書を提出しなかった法人はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての報告とさせていただきます。

続きまして、別紙様式1「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」についてご説明をさせていただきます。

1ページ目を御覧ください。1「農業委員会の状況」でございます。こちらは、農林業センサス等に基づいてデータを記入したもので、1、農家・農地等の概要及び2、農業委員会の現在の体制



につきましては、こちらの資料のとおりとなっております。

続きまして、2ページを御覧ください。2「担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。管内農地面積は6,000ヘクタール、これまでの集積面積は747ヘクタールでございます。令和3年度の目標及び活動計画ですが、集積面積の目標を1,279ヘクタール、うち新規集積面積は532ヘクタールといたしました。

続きまして、その下、3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。令和3年度の目標として、参入目標数を10経営体、参入目標面積を4ヘクタールといたしました。

続きまして、3ページを御覧ください。4「遊休農地に関する措置」でございます。令和3年度の目標は、解消面積30ヘクタールといたしました。活動計画は、記載のとおりでございます。

続きまして、その下、5、違反転用への適正な対応でございます。現状、管内の違反転用面積が5.9ヘクタールございまして、活動計画は記載のとおりでございます。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の説明は、以上でございます。

なお、点検・評価及び活動計画については、6月末日までにホームページにて公表することになっております。

農業委員会事務の実施状況等の公表についての報告は、以上でございます。

○会長 あと、細かいところは時間のあるときによく目を通してください。

そういうことで、その他ということで、事務局からなければ。

いいですね。

#### ◎閉会の宣告

それでは、以上をもちまして第12回の農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時54分 閉会